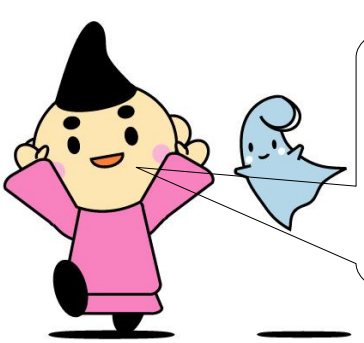

「市民参加条例」策定のための意見交換会の参加者を募集します！

市では現在、市民参加条例の策定に係る検討を進めています。
多くの市民の皆さんのご意見を伺いながら条例を制定したいと考えていますので、是非あなたのご意見をお聞かせください！
多くの方のご参加をお待ちしています。

意見交換会は、次の日程で開催します。

	日　時	場　所
第１回	平成２５年６月８日（土）１３時から１５時まで	市役所分庁舎６階 コミュニティホール
第２回	平成２５年６月１３日（木）１８時から２０時まで	

※どちらか一方でもご参加いただけます。興味のある方、お気軽にぜひご参加ください。

対　象　市内に在住・在勤・在学している方・納税義務を負っている等の方
（茅ヶ崎市自治基本条例に定める市民の方）

保　育　未就学児を対象
必要な方は各開催日の５日前までにお申し出ください。

申込み　各日とも１週間前までに、必要事項（住所・氏名・電話番号・保育の有無）をご記入のうえ、電話（0467-82-1111）、ファクス（0467-82-1164）、電子メール（shiminjichi@city.chigasaki.kanagawa.jp）で、茅ヶ崎市市民自治推進課へお申し込みください。

※いただいた個人情報は、市民参加条例策定に係る意見交換会に関する事務に使用することとし、それ以外の目的には使用いたしません。

事務担当　茅ヶ崎市総務部市民自治推進課協働推進担当
電話　0467-82-1111（内線 2295）　FAX 0467-82-1164
E-mail　shiminjichi@city.chigasaki.kanagawa.jp

「市民参加条例」とは？？

「市民参加条例」ってどんな条例？

「市民参加条例」は、市民参加（市民が条例の制定、改廃、運用若しくは評価又は政策の策定、改廃、実施若しくは評価の過程に参加すること）に関する基本的なルールを定めたものです。
市民参加の方法や参加しやすい環境の整備などの具体的な内容を条例として位置づけていきます。

どうして必要なの？

平成２２年に施行された茅ヶ崎市自治基本条例第 16 条にて、市民参加に関する基本的な事項が規定されました。その中で「市民参加に関し必要な事項は、別に条例で定める」と規定が設けられています。
市民参加条例は、この自治基本条例の規定を受けて市民参加に関し必要な事項を条例として定めていくものです。

条例策定にあたって

市では、市民参加の仕組みとして「茅ヶ崎市市民参加推進のための基本方針」を設け、これまで市民参加による事業の推進を図ってきました。
市民参加条例策定にあたっては、この「基本方針」を基礎としてワークショップを行い、その中で課題等を検証して市民参加条例の「基本的な枠組み」をつくりました。
その後、この「基本的な枠組み」に対して市民の皆さんと市職員で更に検討を重ね、「骨子案」を策定しました。
意見交換会ではこの「骨子案」に対し、市民の皆さんのご意見をお聴きし、条例案を策定していきます。

なお意見交換会後のスケジュールは、概ね次のように考えています。

- H25 年　７月以降　　パブリックコメントの実施、結果公表
  条例案の確定
- H25 年　９月以降　　議会への上程
- H25 年１０月以降　　市民参加条例の広報、啓発
- H26 年　４月以降　　市民参加条例施行